

動物取扱業の適正化について（案）

中央環境審議会動物愛護部会
動物愛護管理のあり方検討小委員会

1. 検討の経緯

動物愛護管理法（昭和 48 年法律第 105 号）は、議員立法で制定され、その後、平成 11 年、17 年の 2 回にわたって、議員立法により改正されている。

平成 17 年改正法の附則第 9 条において、「政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされている。これに基づけば、平成 18 年 6 月の改正法施行 5 年後に当たる平成 23 年度を目途として施行状況の検討を行い、その結果、必要があれば平成 24 年の通常国会において法改正を行うこととなる。

課題として取り上げるべき事項が多岐にわたっていることから、中央環境審議会動物愛護部会のもとに「動物愛護管理のあり方検討小委員会」を設置し、議論を進めることとした。

同小委員会においては、平成 22 年 8 月から計 16 回にわたり関係者からのヒアリングや各課題についての議論を行ってきたところであり、今般、動物取扱業の適正化について議論が一巡したことからこれを総括することとする。

2. 各論

(1) 深夜の生体展示規制

生体の深夜展示や長時間の連続展示については、動物が受けるストレス等に関する科学的知見はまだ少ないが、科学的に解明されないと規制できないものではないと考える。

生体展示時間については、動物のストレス等を考慮し、一定時間を越えないなどの措置が必要である。動物へのストレスを軽減するために、購入者の利便性を制約することは許容されるとの意見が強かった。

規制の対象となる動物の種については、現時点の動物取扱業の対象であるは虫類までとすることも考えられるが、取り締まり等の実効性を考慮すると犬猫に絞るべきという意見もある。

規制の具体的数値については、明確な根拠を持たずに情緒的に決めることへの疑念もあるが、社会通念や国民の動物に対する愛護感情への侵害を考慮すると 20 時以降の生体展示は禁止すべきである（数値及び規制手法については引き続き検討）。

37 ※ここでの展示には、特定の顧客に対して現物確認をさせる場合を含む

38 【参考資料 1：第 4 回小委員会資料 1「深夜販売・販売時間について」… 1

39

40 (2) 移動販売

41 事業者が、動物取扱業の登録を受けた事業所以外の場所で動物を販売する
42 こと（以下、「移動販売」という。）は、移動すること自体や騒音等が動物に
43 ストレスとなっているほか、給餌・給水などさまざまな日常のケアが困難、
44 病気になっているのに治療されない、子犬が疲れる、移動時や移動販売先の
45 空調設備が不十分、移動販売先の地域における感染症蔓延のおそれがある等、
46 動物の健康と安全に支障をきたすおそれが大きい販売方法である。また、移
47 動販売のイベント終了間際に、販売してしまいたい業者側の思惑により、安
48 易に購入してしまう消費者も存在するほか、売れ残りの動物を販売する場
49 にもなっている。移動販売そのものを禁止することは困難であるが、
50 以上の理由により何らかの規制が必要である。

51 規制の具体的な方法については、トレーサビリティ、アフターケア、感染
52 症の問題等が担保できることが必要であり、告示等で移送や保管の際に守る
53 べき基準を具体的に記載することが適切である。

54 【参考資料 2：第 4 回小委員会資料 2「移動販売・インターネット販売

55 ・オークション市場について」… 7

56

57 (3) 対面販売・対面説明・現物確認の義務化

58 インターネット等により、販売者と飼い主が一度も対面せず現物確認を
59 しない販売方法は、飼い主に対する当該動物の特性等の説明が不十分である
60 という点で問題であり、対面販売・対面説明・現物確認の義務化が必要であ
61 る。また、これを遵守させるために地方公共団体等が行う監視の方法につい
62 ても検討する必要がある。

63 【参考資料 2：第 4 回小委員会資料 2「移動販売・インターネット販売

64 ・オークション市場について」… 7

65

66 (4) オークション市場

67 動物取扱業として法律の体系の中を含め、基準や監視する仕組みの構築
68 が必要である。

69 具体的には、オークション市場に参加する業者が動物取扱業の登録業者
70 であるかどうかの確認ができる仕組みを構築することや市場を公開するこ
71 となど透明性を確保することが必要である。

72 また、遺伝的な異常は必ずしも子犬のときに出るわけではなく、一定程

73 度成長した後に発現する場合があるなど動物取扱業全体としてトレーサビ
74 リティーの確保は重要であるが、特にオークション市場ではこれの確保に対
75 するより一層の取組が必要である。

76 【参考資料2：第4回小委員会資料2「移動販売・インターネット販売
77 ・オークション市場について】…7

79 (5) 犬猫幼齢動物を親等から引き離す日齢

80 適切な社会化がなされていない犬や猫を親、兄弟姉妹等から引き離すと、
81 成長後の噛み癖や吠え癖等の問題行動を引き起こす可能性が高まるとされ
82 ている。このことについては、犬と人間が密接な社会的関係を作るための理
83 想的な時期は、6週齢から8週齢の間である等の報告があることに加え、米
84 国や英国では8週齢未満の犬の販売等が禁止されている。こうした科学的知
85 見や海外における規制を踏まえると乳歯の萌出程度で監視指導ができるこ
86 とも踏まえ、具体的数値に基づく取組みの強化が必要である。この数値につ
87 いては、一定の日齢に達しない犬猫が親、兄弟姉妹等から引き離されないよ
88 うな制度設計とすべきである。

89 具体的な数値については、業界が目指している45日齢、科学的根拠（ペ
90 ンシルバニア大学のジェームズ・サーペル博士の行った実験結果）のある7
91 週齢（49日齢）、海外に規制事例のある8週齢（56日齢）に意見が分かれて
92 いる。

93 強化の手法については、強制力のあるものにすべきという意見が強かった
94 一方で、現在の業界による自主規制が機能していることから、まずはこの自
95 主規制をもう少し充実させ、さらに次の法改正時での規制導入を目指すべき
96 との意見もあった。

97 【参考資料3：第4回小委員会資料3「犬猫幼齢動物の販売日齢について】…33

99 (6) 犬猫の繁殖制限措置

100 いわゆるパピーミルと呼ばれる大量繁殖施設において繁殖用に使ってい
101 たと考えられる犬が、倒産等によって遺棄された事例が確認されている。こ
102 れらの繁殖犬は繰り返しの繁殖による母体への健康影響が懸念される。様々
103 な犬種を作り出してきたイギリスやドイツにおいては、最初の繁殖年齢や、
104 生涯における繁殖回数が5～6回までというふうに規定されており、これら
105 の国々の取組を参考として、繁殖を業とする事業者に対して繁殖回数及び繁
106 殖間隔を規制する仕組みを導入すべきである。

107 なお、猫の繁殖制限についても、同様に検討すべきである。

108 一方で、犬と猫、また犬種等によっても適切な繁殖の時期や頻度が異な

ることから、一律の規制が困難であり、業界の自主規制に任せるべきであるとの意見もある。

【参考資料4：第4回小委員会資料4「繁殖制限措置について」】…53

(7) 飼養施設

可能な限り科学的根拠に基づく、具体的数値など現状より細かい規制の導入が必要であり、数値基準については、専門的な知見を持つ委員で構成される委員会において議論をすべきとの一般的な認識が共有されたが、具体的には次のような意見があった。

- ・ 法律による規制ではなく、告示やガイドライン等の策定により、地方公共団体が改善指導できるような仕組みとすべき。
- ・ 数値化に当たっては高い目標設定ではなく、最低限許容する数値を設定すると同時に、推奨される数値も必要。
- ・ 飼養ケージの大きさについては、品種によって大きさも習性も異なるので一律的な基準値の設定は困難。一方、犬猫にあっては体高の何倍といった基準の設定も検討しうる。
- ・ 客観的な指標例として国際獣疫事務局(OIE)の規定にもあるアンモニア濃度が考えられ、これを象徴的指標として用いるべき。
- ・ 騒音や温度、湿度など多角的に数値化した方がよい。
- ・ 犬猫のみならずうさぎなどについても検討すべき。

【参考資料5：第4回小委員会資料5「飼養施設について」】…57

(8) 動物取扱業の業種追加の検討

新たに業者を追加し、これの監視を地方公共団体に実施させることは、現状の監視体制の実効性の低下を招く可能性があることから、業種追加の検討に当たっては十分に配慮する必要がある。

また、業態によっては、実態把握を目的とした届出制の導入が必要との意見もあった。

① 動物の死体火葬・埋葬業者

動物愛護管理法第2条で「動物が命あるものであることにかんがみ」となっていることや動物の福祉を推進するという観点からは、死んだ動物を取扱業に含めることは、法律の目的にそぐわない。現在でも、地域の実情に応じて条例によって生活環境の保全や土地利用の観点から指導監督が行われているところであることから、新たに業種として追加する必要性はないとの意見が強かった。

145 一方で、法第1条で生命尊重等の情操の涵養に資することが目的とされて
146 いることから、葬送も業種に含むべきとの意見もある。

147 【参考資料6：第8回小委員会資料1「業種追加の検討「動物の死体火葬・
148 埋葬業者」について】…63

149 ② 両生類・魚類販売業者

151 両生類及び魚類を動物取扱業に含めることは、行政の側にも両生類及び
152 魚類に関しての苦情やトラブルがほとんどないことや飼えなくなった場合
153 の放流等は、動物取扱業側の問題ではなく飼い主の飼養責任が大きいと考
154 えられることから現時点では時期尚早と考える。

155 両生類や魚類は遺棄が多く生物多様性の保全に影響することから規制
156 の対象とすべきとの意見、生物多様性という概念を入れると、昆虫等、幅
157 が広くなり過ぎ、違和感があるとの意見、両生類、魚類についても販売に
158 当たっては説明責任を課すべきとの意見もある。

159 【参考資料7：第8回小委員会資料2「業種追加の検討「両生類・魚類販売業者」
160 について】…71

161 ③ 老犬・老猫ホーム

163 所有権を移して長期的に動物をケアすることにより対価を得る業種につ
164 いては、何らかの規制が必要と考えられることから、動物取扱業への追加が
165 必要である。その際には、動物取扱業の現在のカテゴリ以外の可能性や例
166 外規定についても検討する必要がある。

167 【参考資料8：第8回小委員会資料3「業種追加の検討「老犬・老猫ホーム」
168 について】…73

169 ④ 動物愛護団体

171 動物愛護団体であって、動物を実際に取り扱うものについては、何らか
172 の規制が必要であることについては概ね共有されているが、公益性等を考慮
173 して一般的な動物取扱業者とは異なる対応が求められる。

174 【参考資料9：第8回小委員会資料4「業種追加の検討「動物愛護団体」
175 について】…77

176 (9) 関連法令違反時の扱い（動物関連法令に違反した際の登録拒否等の検討）

178 種の保存法等の動物関連法令に違反した際の登録拒否・取消要件を追加
179 すべきである。現行の「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細
180 目」第6条第5項でも取引相手が動物関連法令に違反していないことを聴取

181 する規定があることから、この部分をもう少し活用した形で欠格事由をもつ
182 と厳しくすることが可能と考える。その場合、関連法令は動愛法の法目的の
183 観点から選定するべきである。

184 【参考資料 10：第9回小委員会資料1「関連法令違反時の扱い」…85

185
186 (10) 登録取消強化（登録取消を現状より容易にできる取消制度の強化の検討）

187 現行法でも違反していれば取消しできる条文となっており、より発動し
188 やすくなるよう、例えば「虐待」の判断を獣医師等の専門家が行うなど運用
189 面の工夫が必要である。

190 【参考資料 11：第9回小委員会資料2「登録取消強化」…91

191
192 (11) 業種緩和の検討（動物園・水族館の緩和検討）

193 現状でも業者が遵守すべき細目が守られていない動物園があるなど、違
194 法行為等がまだ存在していることを考慮すると、現在の規制を緩和する必要
195 はない。

196 教育や公益目的での動物飼育など営利目的でない動物取扱については、
197 別の規定化の可能性などを検討する必要がある。

198 【参考資料 12：第9回小委員会資料3「業種緩和の検討（動物園・水族館の緩和検討）」…103

199
200 (12) 動物取扱責任者研修の緩和（回数や動物園水族館・動物病院の扱い検討）

201 総論としては、動物取扱責任者研修を実質的に意義のあるものにするた
202 めの実施方法の工夫が必要であるというものであるが、次のような例が検討
203 事項として考えられる。

- 204 ・ （社）日本動物園水族館協会加盟の動物園・水族館や、動物病院に付
205 帯するペットホテルへの責任者設置義務規定は外してもよい。
- 206 ・ 動物園水族館や動物病院への責任者設置義務規定は動物園であるか
207 らといっても飼育のプロとは思えない園もあり、責任者設置義務規定
208 を外す必要性はない。
- 209 ・ 研修の回数（現行法は年1回の受講義務、施行規則で1回当たり3
210 時間）の緩和は、代替措置次第と考える。

211 【参考資料 13：第9回小委員会資料4「動物取扱責任者研修の緩和」…117

212
213 (13) 販売時説明義務の緩和（犬猫以外の小動物等での説明義務項の緩和の検討）

214 生体販売市場で、安価なハムスターなどが粗雑に扱われていたことや外
215 来生物の問題が各地で発生していることなどから、販売時の説明義務は重要
216 であり、緩和をすることは適当でない。野生の小鳥、鳥類の場合における原

217 産国・国内繁殖の有無、生産地や生産者の情報など、さらに厳しくし、きち
218 んと明記させるべき項目も存在する一方で、文章のみで口頭説明を省略する
219 項目や、小鳥・小動物・爬虫類について少ない説明で可とする部分があつて
220 もよいとの意見など、説明項目についてきめ細やかな検討をすべきである。

221 【参考資料 14 : 第 9 回小委員会資料 5 「販売時説明義務の緩和」】 …145

222

223 (14) 登録制の検討（登録制から許可制に強化する必要性の検討）

224 許可か登録かという名称に関わらず、現在の登録制度は実質的には許可
225 制として位置付けられるものと考えられることから、実質的な規制の内容に
226 ついて検討を深める必要がある。

227 （現在の動物愛護管理法における登録制度については、既に登録の拒否及び
228 取消という概念があるなど、許可制と同等レベルの規制である。）

229 【参考資料 15 : 第 13 回小委員会資料 1 「動物愛護管理法における取扱業規制の推移」】

230 …151

231